

集団的自衛権の行使容認による憲法破壊の暴走は許されない

2014年5月16日
全日本教職員組合(全教)
書記長 今谷 賢二

1. 安倍首相は、5月15日、自らの私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)から、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使を容認する報告書を受け、同日、憲法解釈の変更を検討する考えを表明しました。

集団的自衛権の行使とは、日本が武力攻撃を受けていないのに、他国のために武力行使をすることです。これを容認すれば、「海外での武力行使」を不可能としてきた憲法上の「歯止め」をなくすこととなります。全教は、安倍首相の憲法破壊、集団的自衛権容認、「海外で戦争する国」への暴走に強く抗議するとともに、憲法を守り、いかすたたかいに全力をあげる決意です。

2. 「自衛権」は国際社会が主権国家に与えた国際法上の権利です。この自衛権について、日本国憲法は、9条1項、2項によって自ら制約を課し、「武力によって(自衛権を)行使することはしません」と国際的な誓約をしています。この誓約が、歴代政権の憲法解釈で積み上げられ、「集団的自衛権の行使は、憲法9条によって許されない」という到達点となっています。日本の安全保障は武力によらず、平和的、外交的、文化的、経済的な手段で確保していくというのが憲法の哲学ともいえるものです。こうした歴史的経緯を持つ憲法解釈を一内閣の判断で変更することなど許されるものではありません。

3. 2001年の米国によるアフガニスタン報復戦争、2003年の米国によるイラク侵略戦争の際に、日本は自衛隊を派兵しました。しかし、どちらの場合も「武力行使をしてはならない」「戦闘地域にいつてはならない」という「歯止め」がかかっていました。憲法9条による歯止めです。この歯止めを取り払い、日本の自衛隊が戦闘地域まで行って、米軍とともに戦闘活動ができるようになるのが、集団的自衛権の行使容認です。

国民の批判の高まりに安倍首相と自民党は、「集団的自衛権の行使といっても、放置すれば日本の安全に重大な影響を及ぼす場合などに限定して行使する」など「限定容認」論を持ち出しています。しかし、「日本の安全に重大な影響を及ぼす場合」を判断するのは時の政権です。時の政権の政策判断で、範囲は無制限に広がります。国の最高法規である憲法の解釈をこうした状況におくことは許されません。

4. 憲法解釈の変更で集団的自衛権行使へと暴走する安倍政権に対して、自民党の元幹部、改憲派といわれる憲法学者、歴代の内閣法制局長官、内閣官房で自衛隊の海外派兵に直接携わっていた人々が「こんなことを許したら憲法が憲法でなくなる」と次々と反対の声をあげています。朝日新聞の世論調査(4月22日)では、集団的自衛権行使へむけた解釈改憲について、今国会中の変更は「必要はない」68%となっており、「必要がある」17%を圧倒しています。集団的自衛権の行使そのものについても「反対」が急増し56%であり、「賛成」27%の2倍以上となっています。圧倒的な国民の願いを踏みにじる暴走は許されません。

「立憲主義を守れ」の一点で日本の理性と良識を総結集し、安倍政権の改憲策動の暴走を許さない運動が今こそ重要です。

5. 安倍内閣は、憲法破壊の暴走を続ける一方、憲法理念を具体化した戦後の教育改革を敵視し、教育委員会制度の改悪、道徳の教科化など安倍「教育再生」と呼ばれる教育政策をゴリ押ししようとしています。安倍「教育再生」は、憲法改悪と一体になった「戦争する国」の人づくりであり、「世界でもっとも企業が活動しやすい国」の人材づくりをねらうものです。全教は、「教え子を再び戦場に送るな」の旗を高く掲げ、憲法改悪に反対し、憲法と子どもの権利条約がいきる教育の実現に向けてとりくみをすすめます。

以上